

# 南伊豆町における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

令和3年4月1日  
南伊豆町  
南伊豆町議会  
南伊豆町農業委員会  
南伊豆町選挙管理委員会  
南伊豆町教育委員会

南伊豆町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、南伊豆町、南伊豆町議会、南伊豆町農業委員会、南伊豆町選挙管理委員会、南伊豆町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

## 1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 2 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、南伊豆町、南伊豆町議会、南伊豆町農業委員会、南伊豆町選挙管理委員会、南伊豆町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

- (1) 採用した職員に占める女性職員の割合
- (2) 男女の平均した継続勤務年数の差異
- (3) 職員一人当たりの各月ごとの時間外勤務時間
- (4) 管理職ある職員に占める女性職員の割合
- (5) 職員に占める女性職員の割合
- (6) 男女別育児休業取得率及び平均取得期間
- (7) 男性職員の配偶者出産休暇取得率及び平均日数
- (8) 年次有給休暇の取得率

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、南伊豆町、南伊豆町議会、南伊豆町農業委員会、南伊豆町選挙管理委員会、南伊豆町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### ○ 女性職員の登用関係

##### 【目標1】

課長相当職に占める女性割合を維持します。

16.7%（令和2年度） → 16.7%以上（令和7年度）

#### ○ 継続就業及び仕事と家庭の両立関係

##### 【目標2】

男性職員の育児休業取得率を増加させます。

取得率 0.0%（令和2年度） → 20.0%以上（令和7年度）

#### ○ 長時間勤務関係

##### 【目標3】

年次有給休暇の取得率を増加させます。

取得率 28.8%（令和2年度） → 30.0%以上（令和7年度）

#### 4 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、南伊豆町、南伊豆町議会、南伊豆町農業委員会、南伊豆町選挙管理委員会、南伊豆町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

##### (1) 女性職員の登用関係

女性を対象としたキャリアアップ研修への派遣を積極的に行う。

(2) 継続就業及び仕事と家庭の両立関係

配偶者の出産を控えている男性職員に対し、育児休業、配偶者出産休暇の活用促進やキャリアプランに関する説明に加え、経験豊富な職員からの助言を行うなど、出産から育児休業、復帰までを継続して支援する仕組みを作成する。

(3) 長時間勤務関係

- ・ノー残業デーの取組を推進し、早期退庁を勧奨する。
- ・職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。
- ・年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり等、働き方改革を実施する。